



相続・合併・分割等があったことにより 課税事業者となる場合の付表

届出者	納 税 地	
	氏 名 又 は 名 称	印

① 相続の場合（分割相続 有・無）

被相続人の	納 税 地	所轄署 ()
	氏 名	
	事 業 内 容	

② 合併の場合（設立合併・吸収合併）

i 被合併法人の	納 税 地	所轄署 ()
	名 称	
	事 業 内 容	
ii 被合併法人の	納 税 地	所轄署 ()
	名 称	
	事 業 内 容	

③ 分割等の場合（新設分割・現物出資・事後設立・吸収分割）

i 分割親法人の	納 税 地	所轄署 ()
	名 称	
	事 業 内 容	
ii 分割親法人の	納 税 地	所轄署 ()
	名 称	
	事 業 内 容	

基準期間の課税売上高

課税事業者となる 課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和	
上 記 期 間 の	① 相 続 人	円
	② 合 併 法 人 の 課 税 売 上 高	
	③ 分 割 子 法 人	
	① 被 相 続 人	円
	② 被 合 併 法 人 の 課 税 売 上 高	
	③ 分 割 親 法 人	
合 計	円	

- 注意
1. 相続により事業場ごとに分割承継した場合は、自己の相続した事業場に係る部分の被相続人の課税売上高を記入してください。
 2. ①、②及び③のかつこ書については該当する項目に○を付します。
 3. 「分割親法人」とは、分割等を行った法人をいい、「分割子法人」とは、新設分割、現物出資又は事後設立により設立された法人若しくは吸収分割により営業を承継した法人をいいます。
 4. 元号は、該当する箇所に○を付します。